

## 最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明

1 中央最低賃金審議会は、本年7月頃、厚生労働大臣に対し、2018年度地域別最低賃金額改定の目安についての答申を行う予定である。

昨年、同審議会は、宮崎県を含むDランクの都道府県に対しては22円の引上げを答申し、これを受けた宮崎地方最低賃金審議会においては、中央最低賃金審議会の答申を1円上回る23円の引き上げを行い、宮崎県における地域別最低賃金は737円と決定された。

このように、昨年、宮崎地方最低賃金審議会が中央最低賃金審議会の答申を上回る引き上げを決定したことは、一定程度評価できるものである。

2 しかし、最低賃金の地域間格差は依然として大きく、宮崎県の最低賃金の737円は依然として全国最低であり、最も高い東京都の958円とは221円もの開きがあり、全国加重平均額の848円とも111円の開きがある。

そして、このような地域間格差は年々拡大しており、宮崎県では賃金が高い都市部での就労を求めて若者が地元を離れてしまう傾向が強くなり、宮崎県内における労働力不足も問題となっている。そのため、地域経済の活性化のためにも、最低賃金の地域間格差の縮小は喫緊の課題である。

3 また、そもそも全国加重平均額の時給848円という水準は、1日8時間、週40時間働いたとしても、月収約14万7000円、年収約177万円にしかならず、この金額では労働者が賃金だけで自らの生活を維持していくことは到底困難であり、最低賃金の迅速かつ大幅な引上げが必要である。

4 また、審議会における審議、議事録、配布資料の公開も重要である。鳥取地方最低賃金審議会においては審理の全面公開が実現しているが、何ら問題は生じていない。中央及び宮崎の審議会においても、審理の公開を積極的に推進すべきである。

5 さらに、中央及び宮崎の審議会において、最低賃金の引上げが雇用や経済に与えた影響についてのしっかりとした検証作業をすべきである。科学的な検証結果に基づく検討作業の実施によって国民の信頼を得ることができるのである。

6 なお、最低賃金の大幅な引上げは、特に中小企業の経営に大きな影響を与えることが予想される。そのため、最低賃金の引上げが困難な中小企業のために、最低賃金の

引上げを可能とするための社会保険料の減免措置や補助金制度等の構築を検討すべきである。

さらに、中小企業の生産性を高めるための施策や減税措置などが有機的に組み合わせられることが必要である。私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律や下請代金支払遅延等防止法をこれまで以上に積極的に運用し、中小企業とその取引先企業との間での公正な取引が確保されるようにする必要がある。

7 2020年までに全国加重平均額を1000円にするという政府目標を達成するためには、1年当たり50円以上の引上げが必要であるから、中央最低賃金審議会は、本年度、全国全ての地域において、少なくとも50円以上の最低賃金の引上げを答申すべきである。

そして、上記答申がなされた後に宮崎の実情に応じた審議が予定されている宮崎地方最低賃金審議会においても、以上のような状況を踏まえ、最低賃金額の大幅な引上げを図り、地域経済の健全な発展を促すとともに、労働者の健康で文化的な生活を確保すべきである。

2018年（平成30年）6月20日

宮崎県弁護士会

会長 山崎 真一郎